

第2期廿日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づく第2期廿日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進及び検証において、広く関係者の意見を反映させるため、第2期廿日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 推進会議の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略に基づく施策及び事業の推進に関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策及び事業の効果検証に関すること。
- (3) その他総合戦略に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 産業界における団体に所属する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 教育機関に所属する者
- (4) 金融機関に所属する者
- (5) 報道機関に所属する者
- (6) 士業に属する者
- (7) その他必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(座長)

第5条 推進会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員のうちから市長が指名する。
- 3 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 座長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、経営企画部経営政策課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

廿日市市総合戦略推進会議設置要綱（平成28年6月1日施行）